別表十一(ヒ)を削り、別表十一(フ)を別表十一(ヒ)とし、別表十一(ホ)から別表十一(十一)までを一表ずつ繰り上げる。

別表十一(十一)の表中

指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額（別表四「40の①」又は(別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」))	を

指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額（別表四「39の①」又は(別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」))	に改め、同表の記載要領第一号及び第三号中「別表四「44」又は別表四の二付表「52」」を「別表四「43」又は別表四の二付表「51」」に改め、同表を別表十一(十一)とする。

別表十一(十二)の表中

所得又は連結所得の金額（別表四「40の①」又は(別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」))	を

所得又は連結所得の金額（別表四「39の①」又は(別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」))	に改め、同表の記載要領第一号及び第三号中「別表四「45」又は別表四の二付表「53」」を「別表四「44」又は別表四の二付表「52」」に改め、同表を別表十一(十二)とする。

別表十一(十四)を別表十一(十三)とする。

別表十一(十五)の表中

所得基準額（(別表四「40の①」－「26の①」)又は（別表四の二付表「48の①」－「35の①」))	を

所得基準額（(別表四「39の①」－「26の①」)又は（別表四の二付表「47の①」－「35の①」))	に、

５年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	を
同上以外の場合による益金算入額 (26の計)＋(27の計)	

５年を経過し (	
同上以外の場 (26の	

た場合の益金算入額 25の計)	と、
合による益金算入額 計)＋(27の計)	

５年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (25の計)	を
任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (26の計)	

５年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (25の計)	と、
任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (26の計)	

所得基準 ((別表四「40の①」－⑽－別表四「26の①」)又は（ の二付表「48の①」－⑽－別表四の二付表「35の①	

額 別表四))	を

所得基準額（(別表四「39の①」－⑽－別表四「26の①」)又は（別表四の二付表「47の①」－⑽－別表四の二付表「35の①」))	に改め、同表の記載要領第一号中「若しくは」を「、青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（平成27年